

令和2年9月第3回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....

1. 開議 令和2年9月8日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展
2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

.....

1. 欠席議員は次のとおり

8番 角 麻 子

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事（事）	財政課長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
建 設 部	長	市 川 明 男

下水道課長 中村正巳
下水道課長 海保直之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長 鈴木正義
総務部参事(事)総務課長 片岡和久
社会福祉課長 堀越和則
道路河川課長 中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳 信
教 育 次 長 関 貴美代

・連絡員

教育総務課長 井口安弘

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長 片岡和久

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局 長 日野原 広 志
副 主 幹 中 嶋 敏 江
副 主 幹 須賀澤 勲
主 査 嘉 瀬 順 子
主 任 主 事 今 関 雅
主 任 主 事 村 山 のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第3号)

令和2年9月8日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（鈴木広美君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

市長の専決処分事項に指定されている報告6件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、本日の欠席の届けが角麻子議員よりありましたので、本日、角議員は代表質問を予定しておりましたが、欠席のため、文書質問にいたします。文書質問の回答は、準備が整い次第、配付したいと思います。

以上で報告を終わります。

日程第1、4日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または、騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、最初に、新誠会、小高良則議員の代表質問を許します。

○小高良則君

おはようございます。新誠会、小高良則でございます。

新型コロナウイルスは、音もなく私たちの近くに、生活に忍び寄り、大きな影響を与えているところでございます。多くの人が感染し、また、お亡くなりになり、また、医療関係者も大変なご苦労をなさっているところではございます。いち早く、少しでも早く元の生活に戻れますことを願う次第でございます。

また、昨日の台風10号におきましても、史上最大の台風だということで気象庁から発表があり、あらかじめ皆さん、その地域の方々は、それに備えて被害が最小限で収まったのではないかと。また、予測された台風も勢力を若干弱めたために、甚大な被害は出なかったことがございます。

しかし、それらの台風も、またこの秋に向けて、私たちは十分注意して、覚悟して、日々生活の中でできる準備、備えを怠ってはいけないと、今回のニュース報道を見て、再び今年の台風を思い出し、実感したところでございます。

市民の皆様には、ふだんよりも、日頃より十分な備えをしていただきたいと、重ねてお願いするところでございます。

それでは、通告に従い質問に入ります。今回、私が通告してありますのは3点でございます。

1番目としまして、令和2年度市政運営についてお伺いいたします。

(1) 昨年より広がっているコロナウイルスに対しまして、行政としては様々な対応を取っていただいていることに感謝を申し上げます。

その中で、行政事業において、また、予算執行において人員が割かれたり、様々な出来事の中で運営している中、影響がなかったのか、それら状況はどうだったのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の令和2年度予算は、経常的な経費などで構成された通年の予算に加え、前年度からの繰越費などで編成された災害関連予算、予備費や補正で対応した新型コロナウイルス感染症対策予算により構成されております。

通年の予算の執行状況につきましては、令和2年7月末現在、21.5パーセントであり、令和元年同時期の22.6パーセントに比べ、同程度の執行率で推移しておりますが、個別の事務事業につきましては、例年と大きく異なり、大会や会議など、行事の延期、中止により、早々と予算を減額する一方、補正予算などによる様々な支援策を進めている状況でございます。

特に民生部門は、新型コロナウイルス感染症対策の中心的な役割を担いながら、子育て世代をはじめ、障がい者、高齢者などにわたる幅広い世代に対応した生活支援策を継続的に展開しており、教育部門においては、休校に伴う変則的な授業への対応、予防対策を含む管理体制の確保などが求められております。また、税部門においては、滞納整理や対面での相談業務を控える一方で、電話での相談が増え、納税猶予や減免などの事務処理を進めており、経済環境部門においては、中小企業等への経済支援を行い、また、建設部門とともに、昨年度の台風等による被害に対する復旧・復興に向けた事務事業を引き続き行っております。

このように、市全体として、例年どおりの事務事業を滞りなく執行しながら、緊急・臨時的な事業を進めております。

○小高良則君

引き続き、現状を維持して、市民に寄り添った運営をしていただきたいなど、お願い申し上げます。

現在、国勢調査の調査員が、今日も調査に対する勉強会を開いていましたが、彼らが懸念しているのは、コロナの感染がある中、各家庭を訪問した場合に、やっぱり拒絶されるのではないかと、ソーシャルディスタンスを取りながらやるのは従来に対して難しいのではないかなというようなことを語って、心配しております。

市役所の窓口にも多くの市民の方が来庁されるわけですが、十分丁寧な対応を取っていただきたいと、お願いいたします。

質問要旨の(2)としまして、学校が変動的に休校になり、子どもたちも家庭も大変混乱している状況が続いているのではないかと推測されます。学校が開校されての今の現状は、落ち着いているのかどうなのか、その点はどういうふうに認識しているのかお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校が再開して以降、子どもたちの健康、生活習慣、学習の定着など、コロナ禍によって生まれた新しい課題に対しまして、各園、各学校が一つ一つ丁寧に取り組んでいるところです。

文部科学省からは、「学校の新しい生活様式」を定めた通知がなされ、園児や児童生徒の安心・安全を最優先した生活の中にあっても、子どもたちの「学び」を保障することが求められています。

市内の各園、各学校においては、集会活動を校内放送やオンラインを使って実施したり、休み時間後の手洗いを徹底したり、各教科の授業動画をインターネットで配信するなど、多くの工夫を凝らした教育活動に取り組んでいます。また、教育相談や生活アンケートなどの実施を充実させ、子どもたちの心身の健康の維持にも配慮しています。

市内幼稚園、小・中学校は8月24日より新学期を開始いたしました。各園、各学校からは、落ち着きのある生活をスタートさせることができたと報告を受けております。

教育委員会といたしましては、今後も、子どもたちの安心・安全な生活を第一に考え、各園、各学校と連携してまいります。

○小高良則君

再質問いたします。

学校が開校され、学校運営が始まっているわけですが、従来、休日、また夜間、学校開放の中で、各サークルであったり、バレー、剣道、柔道、様々なサークル、また、団体等が学校の施設をお借りして非常に助かっておりました。

今、コロナの中、一部の彼らですが、他市の施設を借りたり、スポーツプラザを借りたり、ソーシャルディスタンスを保って、また、手洗い、うがい、マスク等を着用して練習に励んでいるところですが、従来、学校の体育館をお借りしていたという話があります。その中でまだ、その辺の開放がなされていなくて困っている団体もありますが、その辺の考えは、現在どうなっているのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

学校開放事業につきましては、スポーツ基本法第13条、社会教育法第44条、学校教育法第137条の規定により、学校教育上支障のない限り行うこととなっております。小学校の校庭につきましては、7月1日から解放を再開いたしております。教育委員会内では、スポーツ振興課が申請の受付及び許可の窓口となっております。

今回の感染症に係る対応といたしましては、関係各課及び各学校で感染状況や近隣市町の開放状況を見ながら、協議・調整を行いました。学校の体育館につきましては、感染防止対策を十分した上で、10月1日から解放する予定となっております。

○小高良則君

ありがとうございます。

ぜひとも、今まで使っていた方たちも通常に戻れるように、折あらば周知していただければ

と思います。

続いて、やはり子どもたちが、自宅学習であつたりが長かつたりしました。また、学校が始まって、子どもの生活習慣も変わってきたと思いますが、その中で心配されるのはいじめの問題でございます。殺伐とした日々を送っている中で、いじめ対策であつたり、そういう報告等がございましたら、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

各学校からのコロナに関するいじめ報告ということで、各学校では保護者と連携を取り、子どもたちが安心して生活できる学校づくりを推進しています。その結果、これまでに各小・中学校からいじめの報告は1件もありません。

○小高良則君

続きまして、心配されるところが、やっぱり生きる力である学力だと思います。前回の議会でもこの件はお伺いして、やっぱり数年かけて、2年、3年かけて、学力を通常に持っていきたいという話がありました。

子どもたちの生きる力とは、やはり小学校、中学校の時代に一番受けられる、義務教育の中で受ける教育こそが万民に対する、子どもたちに対する大切な大人の役割だと思います。生きていく上での大切な糧である学習、また、学習能力向上こそが、よりよい大人になって、生活していく術だと、私は常日頃認識しているわけですが、今回のコロナの影響を受け、また、前回と同じような質問になると思いますが、分析であつたり、対応であつたりはどういうふうに考えているのかお伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

教育課程の変更により、夏休みや冬休みは短縮をしておりますが、年度内には規定の授業時数を終了できる見込みでございます。

各学校におきましては、教材、教具を工夫して、児童生徒に分かりやすい授業づくりを実践しております。また、中学校3年生を対象とした授業動画を作成し、学びを止めない取組を進めております。

○小高良則君

今、運動会の案内が来まして、保護者、我々来賓の参観は控えてくださいというような案内を頂いて、子どもたちが元気で運動会に参加していただいて、思い出をつくってくればそれに越したことはないんですが、昨今、非常に暑い中、みんな練習をしていて大丈夫なのかと思いますが、他市、また、新聞なんかでは、熱中症で搬送されたとかという記事も出ていますので、その辺も各学校の先生方がしっかりしていると思いますけど、万が一のときの対応はお願いいたします。

続いて、要旨の3番目、幼・保・小・中において、各校はそれぞれにコロナの対策をしていると思います。その様子をお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

幼稚園、保育園、小学校、中学校における新型コロナウイルス感染症に対する対策は、文部科学省、厚生労働省といった国、並びに千葉県教育委員会のガイドラインに従い、行われています。

まず、園児、児童生徒、教職員、保護者の健康管理として、家庭において体温測定、健康観察を実施し、毎日、園、学校へ提出をさせています。校内に消毒薬を設置し、1日を通して、手洗いをこまめに行い、必要に応じてマスクを着用し、感染防止に努めています。授業中は、3密を避けての行動や給食の時間は、全員前向きで食事を取るなど、教員が工夫や配慮をしながら指導しております。また、児童生徒の下校後、教員が机やイス、ドアノブといった校内の日常触れることの多い箇所の消毒を行っております。

学校における感染症への対応が長期間となっており、国、県からのガイドラインが経過を追って随時改訂され、徐々に負担のない方法が提示されております。

今後も感染症の拡大状況を注視し、新型コロナウイルス感染症への感染予防対策を実施してまいります。

○小高良則君

感染予防対策の中で、横のつながり、各学校間、また、教育委員会を通して、いわゆるトップダウンで対策を練ってもらっていると思いますけど、やっぱりきめ細かなところで、学校間の連絡等も大切だと思っていますが、その辺はどういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

学校における感染症対策は、国、県のガイドラインを参考に、本市が作成いたしました学校、園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいて行っています。また、感染症に関する情報交換、情報共有は校長会、教頭会を通じて常に行っております。

○小高良則君

街づくりであったり、教育であったり、その根底には、やはり人と人とのつながりと情報交換が非常に大切だと思います。それらを密にして、その情報を集約して市民にサービスを提供していくのが行政機関だと思っていますので、その辺をしっかりとお願いしたいと願う次第でございます。

まして、このコロナウイルスで先が見えない中、ワクチンの話も出ていますが、いざ私が接種してみますかと言われても、まだ怖いワクチンでもございます。子どもたちに打てるような安全・安心なワクチンができるまでは油断することができません。そのためにも現場と力を合わせて、子どもたちのために頑張りたいと思います。

続きまして、質問事項の2番目は、八街バイパスについてお伺いいたします。

八街バイパスの完成は、今年度開通を見るわけでございます。流れが大きく変わっていくの

ではないかと。それによりまして、バイパスによって、今後の八街市のあるべき姿も様変わりするということを非常に期待しておるところでございますが、八街バイパスの状況及び、また、その延伸の計画についてどのようになっているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街バイパスの進捗状況につきましては、国道409号から大木地先の約500メートル区間の工事に着手しており、令和2年度内に全線の供用を目指していると、千葉県印旛土木事務所から伺っております。

また、延伸計画につきましては、佐倉インターチェンジへのアクセス道路として、佐倉市約500メートル、八街市約700メートルの延長約1千200メートルを整備するにあたり、千葉県や佐倉市と具体的な協議を進めているところでございます。

令和2年度は、事業施行者である県において事業認可取得の事務を進めており、取得後に千葉県と八街市、佐倉市で覚書を締結し、その後、路線測量、詳細設計等を実施する予定と伺っております。さらに、令和3年度以降に、用地測量、地元説明会を実施していく予定と伺っております。

○小高良則君

再質問いたします。

まず、現在作っているバイパスにおいての道路排水が数年前から問題になって、対応されていると思いますが、道路排水については、延伸部分ではなくて、今施工されている部分の道路排水について、許容量を持った遊水池と、また、排水管等の整備はどうなっているのかお伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

現在、工事をしている場所につきましては、下水道のほう、雨水のほうの排水という形で整備を進めていく予定で準備を進めているところでございます。

○小高良則君

完全4車線化に向けた方向はどうか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

完全4車線化でございますが、現在、暫定2車線という形で、道路部分につきまして暫定調整池ができておりますので、これを解決しなければ4車線化全てできるという形ではございません。ですので、こちらにつきましては、財政状況も勘案しながら、計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

○小高良則君

暫定遊水池の件があるにしても、概ね、じゃあ、どのぐらいのスパンでそれを解消しようという、今の答弁だとめどが立っていないようなところがございますが、どういう順番で、段取りで行くのか、もう一度お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

現在、市長も答弁されたとおり、神門八街線の事業も進めているところでございますので、一度に複数の事業というのはなかなか難しいところもございますので、こちらのほうは、先ほど申し上げたとおり、県、佐倉市との協議の中で進めていく整備事業と併せまして、調整池につきましても予算の確保を努めながら、計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

○小高良則君

延伸のほうでもう少し聞きたかったんですが、聞きたいことも答弁いただいていた。

今、お伺いしたように、延伸部分の700メートル、500メートル、八街の部分の700メートル、そちらのやはり隣接する自治体と協議していかないと雨水の解消もできないのかなと思います。

場合によっては、現行の雨水の排水先も当然お世話になることと思いますから、含めて進めていただければいいなど。現況の343号線、また、延伸部分と総合的に考えて計画していただけて、当然県にもいち早い完成、また、その次の計画に八街が移れるように頑張ってくださいとお願いいたします。

続きまして、質問事項の3番目に移ります。

災害対応についてですが、他の議員からの代表質問で、災害に対して質問していたところでございますが、去年の台風災害を鑑みて、備えが必要と考えます。当然備えていただいている部分もある、また、検証していただいている部分もあると思いますが、行政として、これからやるべき準備だったり、市民にこれは発信しなくてはいけないという事柄があれば、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

去年の台風災害では、八街市においては、倒木被害や、その後の大雨による浸水被害が発生しました。そのような中、倒木により長時間の停電が発生し、上水道給水区域以外の地域においては、自家井戸による給水のため断水も発生するなど、市民生活に多大な影響を与えました。

そこで、官民が協力し、迅速、かつ円滑に停電復旧を図るため、東京電力パワーグリッド株式会社成田支社と停電復旧の連携等に関する協定を締結したところでございます。この協定に基づき、東京電力と八街市が連携して、停電の未然防止や早期の停電復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、要支援者の安否確認や、支援物資の配布などが円滑に行えなかったなどの問題点もあったことから、要支援者名簿の整備などの対策を講じてまいりたいと考えております。なお、災害に対する備えの市民に対する発信については、広報やちまたやホームページにより、新型コロナウイルスに関する備蓄品や停電に関する備蓄品の確保について周知したところですが、今後もやちまたメール配信サービス、ツイッターなどにより、あらゆる手段により情報発信をしてまいりたいと考えております。

○小高良則君

若干お伺いしますが、情報発信、また、広報の中で、やはり広報が一番前回の災害を見ても被災者が求めている事柄だったなというのは感じました。

広報用スピーカーのバッテリーの容量のアップもされたわけですが、しかし、やはり前回のように長期にわたると連絡手段が途切れてしまう。市にある広報車、また、各種消防団にお願いするにしても、若干スピーカーの容量的に小さいのかなと。よく国政選挙なんかでも使っている、議員さんが使う選挙カーみたいな大きな容量の広報の車があれば、もっと多くの人に周知していただけたなと思うわけでございます。

民間業者によっては、それらを手配できる業者もいるわけで、今後、万一のときを考えまして、そういう近隣の業者がいたら、協定なりを結んで借りることができないのか、また、そういう協定を結べないのか、その点をお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今回、ちょうど昨年の今日、台風15号が発生しております。ちょうど1年前ですね。そのときに、今、小高議員が言われたとおり、広報車を出しておりますが、そのとき、これは他市なんです、他市の車屋さん方で、皆さんが今言われたとおり、選挙で使っている大型のスピーカーを4つ積んだものが配車できまして、それをリースしました。それを2台リースして広報活動をしたということがございます。

うちのほうで今持っている広報車というのはスピーカーが小さいものですから、まず聞こえない。大型のスピーカーを積んでいることでかなり聞こえたということで、市民の方からも聞こえやすかったというふうに聞いておりますので、これが常備できれば一番いいんですが、常備できない場合については、やはりそういう業者と協定を結んで、いつでも借りられるような形で準備したいというふうに考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。

やはり被災した市民は、情報がないと非常に不安になり、心配になります。その辺を一つずつ解消してあげることが大事なのかなと思います。

行政のサービスも物品があっても届かないようでは困りますし、市民ニーズに応えるためにもまずは発信からと。その後、共助であったり公助であったりするわけです。

また、さらなる細分化された自主防災組織の結成も望まれるところでございますが、中心になってやってくれる方が地域ではなかなか見つからないという現状もございますが、ぜひとも足まめに、丁寧に説明していただいて、自主防災組織の結成、また、継続をお願いしたいと思います。

これからも市民に寄り添った市政運営を市長、また、市長部局をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、新誠会、小高良則議員の代表質問を終了いたします。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了いたします。

次に、改革クラブ、桜田秀雄議員の代表質問を許します。

○桜田秀雄君

改革クラブの桜田秀雄でございます。私は、市民の市政参加、そして、防災問題、コロナ問題、この3点についてお伺いいたします。

まず、1点目の市民参加でございますけれども、(1)選挙についてお伺いいたします。

市民の市政参加の最たるものは市長選挙・市議会議員選挙への参加でございます。統一地方選挙は、4月に、全国の約3割の県市町村で行われておりますけれども、八街の市長選挙は11月前後、市議会議員の選挙は8月に行われております。

本日、ここに選挙管理委員会から、令和元年度の選挙結果、この雑誌を頂きましたけれども、市長選挙については昭和33年ですか。市議会議員選挙については34年。これ以前のことは分かりません。①八街の選挙はなぜこの時期に行われるようになったのか、歴史的な背景を含めてお伺いをしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

答弁いたします。

昭和29年の旧八街町と川上村の合併以前の選挙執行状況につきましては不明でございますが、合併後から現在に至るまで、首長及び議会議員の任期は変わっておりません。

○桜田秀雄君

把握をされていないということなんですか。これは、八街の歴史そのものだと思うんですが、なぜこのような時期になったのか。選挙管理委員長もまだお勤めになって40年も経っていないと思うんですが、その背景は分かりませんか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

昭和22年4月に執行された最初の統一選挙、全国自治体が加わっていたということは認識しております。八街も当然その中に入っていたと思いますが、長は退職、死亡等、議会解散、総辞職などにより選挙執行、任期がずれたものとは考えておりますので、具体的な理由については把握しておりません。

○桜田秀雄君

②市長選挙と市議会議員選挙、この同日選挙についてお伺いいたします。同日選挙については、以前、山口議員が質問をした経緯がございます。八街市の直近の市長選挙は無投票です。そして、さきの市議会議員の選挙も当初は無投票がうわさをされておりましたけれども、何とか勇気ある新人の出現で選挙になりました。

しかし、いずれの選挙も回数を重ねるごとに投票率が下がっております。何とか打開策はないものだろうかと、このように考えておるわけでございますけれども、市長選挙と議会の選

挙を同時に行うと、経費の節減と、そして、選挙への市民参加、投票率の回復を図れるのではないかと、こう思っております。同日選挙を実施するにはどのようなハードルがあるのか、お伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

答弁いたします。

市長及び市議会議員選挙の同日執行となる場合は、任期前に市長が市議会議員選挙執行に合わせ退職する。または、任期前に市議会が市長選挙執行に合わせ、自主解散することが考えられます。

なお、地方公共団体の長の任期には公職選挙法の特例があり、退職を申し出た者が選挙において当選人となった場合は、その者の任期については、当該退職の申立て及び当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙がなかったものとみなされますので、この場合は市長の任期は変わりません。

○桜田秀雄君

議会の解散についてお伺いしますけれども、公職選挙法、そして、議会解散に関する特例法がございますけれども、特例法の中で、議会が解散できる場合、どのような内容になっているかお伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

地方公共団体の議会の解散に関する特例法につきましては、解散の議決については議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者が同意しなければならないとされております。

○桜田秀雄君

今、選挙管理委員会からお話もありましたように、議会が解散できる場合の要件というものがございます。八街の場合は、現在定数が20名でございますから、16名以上の賛成があれば議会を自主解散することが可能でございます。

私もこの件について、同じ会派の議員に、同日選挙を行って、そして経費の削減をする。そして、下降気味のこの投票率を上げていきたい。そのためには、やはり議会が自主解散をせざるを得ない。このようなお話を申し上げましたら、議員さんから、議員になったばかりなので、それは勘弁してくださいよと言われました。議員の任期を約1年ほど残して、議会の自主解散となると、かなり難しいのかなと、このように思っております。

次回の市議会議員の選挙は、立候補者が定員割れをする、こういう可能性すら八街にはございます。例えば現在、定数は20ですが、18名の立候補者にとどまった場合、当然無投票となりますけれども、残りの欠員2名について、どのように規定されているのかお伺いします。

○議長（鈴木広美君）

選挙管理委員会、答弁は大丈夫ですか。

時間がかかりますか、大丈夫ですか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

ちょっとはつきりはあれなんですけれども、補欠の場合は欠員が4人以上ということになりますので、見直しの選挙、再選挙にはならないと考えております。

○議長（鈴木広美君）

事務局長、今の答弁は質問とちょっと異なりますが。

要するに、20名のところ、18名になった場合、その2名に関してはどういう扱いになるんかという質問でよろしいですか、桜田議員。

○桜田秀雄君

そうですね。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

ちょっとはつきりはあれなんですけれども、再選挙や補欠選挙という形になりますと、4人以上欠けた場合になりますので、18人だと有効になると考えております。

○桜田秀雄君

市議会議員の補欠選挙、この要件というものがございます。いわゆる定数の6分の1以上が欠員になったとき。こういう定めがありまして、八街は20名ですから、4名以上の欠員が出れば、即50日以内に補欠選挙をやらなきゃいけない、こういうことがございます。そして、それ以下ならば、任期が半年以上残っていれば、いわゆる抱き合わせ選挙、市長選挙があれば、市長選挙に抱き合わせて補欠選挙をやる。こういう事例が八街の歴史にも何回もございすけれども、そのように定められております。

しかし、今でも多くの市民の皆様から定数の削減が求められている中で、任期満了の定例選挙で定員割れとなれば、否応なく定数削減をしていかなければ、市民の皆様は納得しないだろうと、私は考えます。もし、議員定数の削減を避ける、こういう思いがあるのであれば、やはり市長選挙の前に議会は自主的に解散をして、同一選挙で選挙戦を盛り上げ、ほかの市町村のように、定数を大きく超える候補者が立候補できるように、そうした環境を整えていく必要があると、私はこのように考えています。

この市長選挙と、そして、市議会議員の選挙、これが逆であれば、市長にお願いして、市長が早めに辞職をしていただいて、市議会議員選挙に同日に行う。そういう方法もありますけれども、八街にはそういう状況にありませんので、これは今後、議員の皆さんが、大変難しい話ですけれども、私利私欲を捨てて、やはり財政、そして、市民の政治参加を盛り上げていく、そういう努力をしていくべきだろうと思うし、私も今後、議会に提案して、最大の努力を払っていきたい、このように考えております。

次に、（2）住民投票条例についてお伺いをいたします。市の事業等に対する市民の直接参加、これを促すために、住民投票条例、これは有効な手段であると私は考えております。条例の早期制定を求めますが、いかがかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地方自治体の運営は、議会と市執行機関の二元代表制による間接民主制が基本ですが、間接民主制を前提としながらも、これを補完するものとして住民投票制度があるものと認識しております。

市政に係る極めて重要な事案や、市民を二分するような政策について、市民の賛否の意思を直接確認し、自治体の意思決定に市民の総意を反映させるため、住民投票制度を導入することは、「市民が主役のまちづくり」を進める上で重要な意義があると考えております。

常設型の住民投票条例においては、市民の意思を確認すべき重要案件が出現した際に、同一の制度で住民投票ができるというメリットがある一方、住民投票の要件等に係る規定が抽象的なものとならざるを得ず、どのような課題が住民投票の要件に該当するか否か、不明確な場合は、住民投票を実施するか否かの最終的な判断が、住民投票の執行者の裁量に委ねられるといった一面もございます。また、住民投票の濫用により、市民、議会及び行政間の十分な話し合いによる合意形成の過程が損なわれることがあってはならないと考えております。

このようなことから、他の自治体の住民投票条例の制定及び運用状況につきましては、調査、研究をし、本市における住民投票制度の考え方を整理してまいりたいと考えております。なお、千葉県内では、銚子市、野田市、流山市及び我孫子市で常設の住民投票条例を制定しております。

○桜田秀雄君

ただいま市長から、慎重な、いわゆる調査、研究をしていきたい、こういう答弁がございました。

質問に対する答弁といたしまして、例えば「全く考えていません」、あるいは、「考えていません」、そして、「現在のところ考えていません」、「検討します」、あるいは、「研究したい」、「前向きに検討したい」、こういう言葉がございますけれども、現代、話題になっております総理・総裁候補のトップに躍り出たＳさん。つい先日まで、記者の質問に対して、「私は全く考えておりません」と述べておりました。「全く考えていない」という答弁は、質問者の人格を傷つけたり、あるいは同時に、発言者がその発言をくつがえすようなことがあると、その人が信用を失墜して、この人は信用できない人だなどの烙印を押されてしまいます。

ですから、議会で、「全く考えていない」との答弁は聞いたことがありませんし、質問に対し、約束するような答弁も、これは市長しかできません。担当課が責任を持って、やりますということはなかなかできないわけでございます。

今、市長の答弁の中で、調査、研究をすると、こういう答弁がございました。これは、まだ可能性が残されている、このように考えてよろしいのでしょうか。この場で、「全く考えていません」と言われれば、私も先がありませんから、もう諦めますけれども、可能性があるかと理解してよろしいのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今言われた住民投票条例の制定についてですけれども、自治体において重大な問題が発生し

た場合や、市の将来を左右するような重要な政策決定をする場合には、市民に直接賛否を問う必要が生じる場合もあるものと考えておりまして、他団体の例を見ますと、合併の是非、迷惑施設の建設など、様々な問題において住民投票が行われております。

最近では、大阪都構想に対する住民投票が話題となっておりますが、一般論として、本市におきましても、住民投票を実施することはあり得るものとは考えておりますが、その場合においても、まずは、市民の代表であります組織委員会において、議員の皆様には十分議論を尽くしていただきたいと考えております。

それでもなお、市民の皆様のご意見を聞く必要があると判断した場合については、必要に応じて個別条例により対応していきたいというふうに考えておりますので、先ほど市長が答弁したとおり、住民投票条例につきましては、調査、研究をしてまいりたいというふうに考えております。ないということではありません。調査、研究をしてまいりたいと。

○議長（鈴木広美君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午前10時52分）

（再開 午前11時01分）

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問に入る前に、市川建設部長より発言を求められておりますので、それを許します。

○建設部長（市川明男君）

大変申し訳ございません。先ほど、新誠会、小高良則議員の質問におきまして、国道409号から大木地先の約500メートル区間、現在工事している着手のところの雨水でございしますが、先ほど下水道と言ってしまったんですが、それは先行で、下水道、汚水のほうを整備しているところでございました。雨水につきましては、既に山武との境にあります、調整池のほうに流れる予定で工事のほうを進めておりますので、おわびして訂正させていただきます。

○議長（鈴木広美君）

続きまして、片岡選挙管理委員会事務局長より発言を求められておりますので、それを許します。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

先ほどの選挙の関係で、定員20名のところ、候補者18名の場合なんですけれども、選挙は18名で有効となります。なお、欠員している2名につきましては、他の選挙と抱き合わせの補欠選挙になることとなります。

○議長（鈴木広美君）

以上でよろしいですか。

それでは、一般質問に戻ります。

○桜田秀雄君

私が、なぜこのような質問を行うかという、私は、過去において大変苦い経験がございます。実は東京に住んでいた頃、「東京都環境影響評価に関する条例」、いわゆる「アセスメント条例」と申しますけれども、この直接請求運動を起こした経験があります。

環境アセスメントとは、大規模な開発事業などを実施する際に、事業者が、あらかじめその事業が環境に与える影響、これを予測して評価をし、その内容について住民や関係自治体などの意見を聞くとともに、専門的な立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境への配慮がなされるようにするために、その手続を定めた条例でございます。

当時、国のアセスメント法案も国会で審議をされておりまして、6回ほど流れていたと思います。そのために私は、東京都で条例を作って、国の法案を後押ししようではないかと、そういう狙いで行いました。直接請求権は条例の制定など、地方自治法で認められた市民の権利でありまして、条例の制定は選挙管理委員会に届け出て、有権者の50分の1の署名で成立し、首長は、いやおうなく20日以内に議会を招集して、その結果を公表することとされています。

八街で有権者の50分の1、これは1千200人ほどでございますから、可能ですけれども、東京都では、当時16万人の署名が必要でした。

国は、アセス法の国会審議にも大きな影響を及ぼすことから、環境問題で16万人の署名は集まりっこないと、こうたかをくくっておりましたけれども、結果的には、倍の32万人の署名が集まり、請求は成立いたしました。

招集された都議会は、国の圧力もあって、開会后20分で中身の審議をすることなく、自民、公明両党の反対で否決をされ、委員会は大混乱に陥った経験がございます。私は、委員長席に残された会議次第を見て、大変に愕然としたんですね。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員、質問はどうなりますか。

○桜田秀雄君

これから佳境に入ってまいりますので。

○議長（鈴木広美君）

簡潔にお願いいたします。

○桜田秀雄君

委員長の次第の中には大きな文字で、「委員長・開会宣言」、次に、括弧で、（ここで拍手をする）、「〇〇委員、審議打切り、採決の動議を提出する」、ここで括弧して、（賛成の声あり）、そして、（拍手する）、このように書かれているんですね。それほど地方自治の本分に逸脱した議会運営は、私はないと思うんですよ。

選挙管理委員会をご存知だと思えるんですけども、直接請求運動、大変な労苦を市民の皆さんに与えるものだと、私は思うんですよ。先ほど言ったように、要件としては、50分の

1以上の署名を集めなければいけない。そして、署名を集める人の名簿、これも選挙管理委員会に提出をしなければいけない。また、署名を集める際も、生年月日と印鑑が必要ですよね。こういう厳しい制度なんです。それをろくに審議もしないで、葬り去る。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員、住民投票条例の制定の質問に移っていただきたいと思うんですが。早急に質問をお願いいたします。

○桜田秀雄君

ですから、直接請求に並ぶ住民の権利である住民投票条例、これが私は今必要だと思うんです。だから、この問題を何回も何回も取り上げて質問をしているんです。

昨日、成田市議会で一般質問がありました。この中で、私の同僚議員が、気候変動非常事態宣言、これを質問したところ、成田市は、「前向きに検討します」と、こう言ってくれました。私も気候変動宣言の宣言をしている地方自治体議員でございますから、大変心強いなと思ったんですね。

ぜひ八街も、こうしたやっぱりきらりと輝く市政運営をやっつけようじゃないですか。もっと前向きに、もう10年、15年この問題をやっているんですよ。ぜひとも私が生きている間とは申しませんが、実現してほしい。このように思うんですが、総務部長、力強い答弁を期待しますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員、確認をしたいんですけども、それは、住民投票条例の制定についての質問の内容になりますか。それとも、環境問題の話なんでしょうか。

○桜田秀雄君

それでは、議長に機会を与えてもらいましたので、拘束力の持った常設型の住民投票条例、これを作してほしいと思うんですが、いかがですか。

○総務部長（大木俊行君）

先ほど市長が答弁しておりますが、他の自治体の住民投票条例の制定及び運用状況等を確認しまして、調査、研究し、本市における住民投票制度の考え方を整理していきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

ぜひ、市長からの答弁がありましたように、国内では何団体かやっています。八街もそういう面で、八街はすごいじゃないかと言われるようなことをやっていただきたい。このことを要望しておきます。

次に、2（1）①災害対策についてお伺いいたします。台風10号によって大きな被害が報告されております。また、気候変動の影響で海水温度が上昇しているために、勢力を増しながら日本列島に接近をする、こうした台風は、明らかに地球の温暖化影響によるものです。

昨年の台風から間もなく1年になりますけれども、郷土資料館の復旧については、これは予算がついております。しかし、大東区にあります水道施設など、これについては屋根の復旧

もまだ行われておりません。

昨年の台風１５号による、１９号も含めてですが、市の主な施設の復旧状況をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年度の台風１５号、１９号、１０月２５日の大雨により、郷土資料館や小・中学校をはじめとする教育関係、保育園などの福祉関係、クリーンセンター、市道、上下水道事業関係など、市施設全体におきまして、多くの被害を受けたところでございます。

約１年が経過し、被災した施設の改修状況でございますが、市道２１９号線路面陥没箇所復旧と、第２１分団消防機庫及びホース乾燥塔修繕が、今年度９月末に完了予定となっております、また、大木配水場ポンプ棟ほか、水道関係施設については仮補修の状況であり、来年度に改修する予定となっております。

そのほか、教育関係施設におきましては、郷土資料館の解体をもってほぼ完了となり、保育園など福祉関係、クリーンセンター、庁舎などの施設は改修が完了しております。

○桜田秀雄君

昨年の台風では、大変倒木による長期間の停電がございました。けやきの森公園に杉、あるいはけやきの巨木がありまして、今年も台風シーズンが近づいてまいりまして、大変な心配をしておりました。

ところが、先日、けやきの森公園に行ってみますと、杉の木など、何本か伐採をされています。樹木医の診断で、倒木の危険性があるとの判断によるものと思いますので、残念だが、やむを得ないと思いますけれども、この伐採された巨木、皆さんもご存じかどうか分かりませんけれども、根本から４５センチメートルのところで切られております。これが点々としているわけですね。本当にこれは、散歩がてらにちょっと座ったり、すばらしいなと思っているんです。自然を活かしたそういう椅子、これはすばらしい発想だなと私も思うんですね。これは、今言ったように、散歩中に利用することも可能ですし、また、そこにその巨木があったんだということを長く伝えることもできるわけですね。

そこで、建設部にお願いしたいんですが、長く市民の皆さんに、ここにこういうけやきがあったんだ、こんな大きい木があったんだ、杉の木があったんだと残すために、ぜひ腐食防止、これに努めてほしいと思うんですよ。コールタールとか塗料を塗ると、じわじわと染みてきて、座って汚れたなんていう事態も想定されますので、できたら銅板で上をふさいでほしいと。そうすれば２０年、３０年、その姿が残されると思うんですよ。その辺について、ご検討願えませんか。

○建設部長（市川明男君）

けやきの森公園の木々でございますが、台風などの被害を未然に防ぐために、本年度、けやきの木を３１本、これは強剪定という形になっています。このほか、杉の木を６本伐採いたしました。

なお、ご質問にありました杉の木の切り株でございますが、現時点では現状のものとする予定となっております。なお、こちらにつきましては、防腐剤の処理はしているところでございます。

○桜田秀雄君

私も過去に、そういう巨木を切るときには、ただの八街駅前のように、地上から５センチメートルで切ったら、通行人がつまずいてけがするだけです。ですから、椅子になるように切ってくれと言った経緯もございますけれども、やはりそうした発想の転換をぜひともこれから市政の中に活かしていただきたい。このことをお願いしますし、伐採したけやき、本当に２０年、３０年、５０年、皆さんが、ここにこんなに立派な木があったんだな、残念だなと思いつつ、あの場所で憩えるようにしていただきたい、このようなことをお願いしております。

次に、（２）①冠水対策についてお伺いしますけれども、今年の台風のときの冠水が何か所かありましたけれども、この対策はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

代表質問１、木村利晴議員に答弁したとおり、現在、実住小学校グラウンド内に雨水浸透貯留槽等の整備を行っているところであり、冠水被害の軽減につなげていきたいと考えております。また、冠水箇所付近については、現在、大雨時冠水注意という看板を設置し、通行者等に周知しております。

今後も安全に通行ができるよう、道路冠水の解消に努めてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

今年の冠水箇所のうち、対策を講じて、５０ミリメートルぐらいの雨だったら今年は大丈夫だろうと、そういうところはあるんですか。

○建設部長（市川明男君）

先ほど市長から答弁されましたとおり、現在、実住小学校のグラウンドの雨水浸透貯留槽につきましては、ほぼ完了しているところでございます。この後、若干ですが、雨水浸透貯留槽も容量が増えたほかに、オンサイトという形で、あそこにちょっと土手をつくりまして、実際には下流域のほうに直接流れ込まないように、土手をつくったところでございます。これがどの程度になるのかというのは実際に計算上、なかなか非常に難しいところでございますので、今後の状況を見ながら整備をしていきたいと考えております。

また、そのほかのところにつきましても、やはり一度に全てのものはできませんので、計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

冠水対策としては、最も身近なものに側溝の掃除、これがございますけれども、今年はこのコロナの状況でございますから、住民で共同によってこうした清掃を行う、こういうことはなかなか難しいのかなと思います。

市役所から409号線、八街十字路から日向交差点にかけて、いわゆる八街保育園側でございますけれども、この側溝の掃除をぜひ県にお願いをしていただきたい、このように思うんですね。

部長はご存じだと思うんですけども、保育園の前の反対の杉井酒店、そのU字溝、側溝がきれいになりました。約20メートルもないと思うんですが、今、409号線は、残念ながら、側溝を歩かざるを得ない。こういう状況にありますので、ぜひ側溝を整備していただいて、八街保育園の入口、これは、お母さん方が自転車で後ろに子どもを連れて、あそこをパッと横切るわけですね。そのふたが痛んでいると、転倒して思わぬけがもいたしますので、ぜひあそこの前の側溝を、杉井酒店ですか。あのように整備をしていただきたい。

これも併せて印旛土木事務所をお願いをしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○建設部長（市川明男君）

ご指摘の区間につきまして、側溝等の状況を含めまして、市よりご報告させていただきまして、県のほうにご検討いただければと思っております。

○桜田秀雄君

よろしくお願いします。

それから、次に、②大池調整池の整備についてお伺いをいたします。大池調整池の事業、進捗率はどのようになっているのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

大池調整池につきましては、一級河川高崎川の最上流に位置しており、その流末は佐倉市において一級河川鹿島川に合流しております。このことから、計画段階で、県の河川担当部局及び印旛土木事務所、並びに佐倉市等関係自治体と協議を行いまして、時間最大50ミリの降雨強度の雨量に対応し、かつ放流量が下流水路の最大流量を超えないよう、流出抑制をするよう計画しております。

この大池調整池は、本体面積が約3万5千平方メートルで、上流池と下流池に分かれておりまして、平成14年度から15年度にかけて下流池を整備し、平成15年度から上流池の築造工事にも着手しました。あわせまして、平成21年度から第三雨水幹線の工事着手により、平成20年度で調整池整備を一時中断しておりましたが、平成30年度より上流池の工事を再開したところでございます。

事業の進捗状況といたしましては、調整池の工事は土砂の掘削がメインでありますので、調整池全体の貯留量、約9万1千立方メートルに対し、令和元年度までの掘削量、約7万2千立方メートルで算出しますと、進捗率は79パーセントとなっております。

現在の整備状況においては、道路排水の接続工事は完了しておりますが、市役所周辺の道路冠水箇所については軽減されております。今後は、残りの約1万9千立方メートルを今年度を含め、3か年で掘削し、令和4年度に、調整池本体及び施設の管理用道路の工事が完了する見込みとなっております。

また、管理用道路につきましては砂利敷きではございますが、現在も下流池の維持管理に支障がない範囲で、市民の皆様が散策などにご利用いただいておりますので、上流池の管理用道路につきましても下流池と同様な工事を予定しております。

なお、調整池外周の市道及び管理用地の整備については、令和5年度以降になりますが、財政状況を鑑み、計画的に整備してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

八街市のホームページによると、現在の進捗率は約70パーセント、このように報告をされておりますけれども、先月、佐倉市選出の県会議員の一行が八街にお見えになりました。いわゆる大池調整池の視察に来られました。

佐倉市の高崎川流域では、再三洪水が起こり、住民の方が苦労されております。このことはもうご存じだと思うんですが、ある住民は、雨が上がってホッとしたと。その後、30分、40分たってから水がドッと出てきてあふれ出すと、こういう状況がありまして、これはやはり上流で降った八街の雨、これが流れてきてそうした状況を起こすんだらうと、このように言われておりました。

やはり1日も早くこの事業を完成させて、佐倉市の皆さんに安心して暮らせるようにしていただきたいと思うんですが、いわゆる貯水、排水、今、市長からも話がありました。上流池、下流池を含めて、基本的な工事はどのぐらい、もう終わりつつあるんでしょうか。

○下水道課長（中村正巳君）

お答えいたします。

大池調整池の下流池は完成してございまして、今、上流池をつくっているところでございまして、先ほど市長が申しましたとおり、土砂の掘削がメインということで、あと、1万9千立方メートルほど残っておりまして、今年度の発注につきましては、今、発注の手続きを取っているところでございますが、今年度を含めまして、前年度の完了時点で79パーセントということになりますので、今年度発注いたしまして、残り1万9千立方メートルを3か年で、令和4年度までに池の本体としては完成させたいという意向でございます。

○桜田秀雄君

先ほど、市長から事業規模等についても報告がありましたけれども、もう八街では3万5千平方メートルというと、本当に最大の公共用地と私は思っております。

これは、下水道事業としての事業認可を受けておりますけれども、市長答弁の中にもありましたけれども、周りの整備等の話がありました。これは、市民の憩いの場としての考えとしては、どのような整備が考えられているのか、お伺いします。

○建設部長（市川明男君）

こちら、先ほど市長からも答弁がありましたとおり、現在、砂利敷きではございますが、維持管理に支障がない範囲で管理用道路のほうを散策で使っていただいておりますが、上流池につきましても同様の形の整備を考えていきたいと考えております。

○桜田秀雄君

県の職員とお話ししましたら、こんな言葉がいいのかどうか分かりませんが、八街はばかだよと、こういう発言がありました。何ですかと聞いたら、下水道事業で3万5千平方メートルの土地があって、下水道事業でやったら、子どもなんかは遊ぶところがないよ、公園なんかできないよ、都市設備なんかできないよと、こう言われたんですね。

当初、下水道課は、いわゆる国の補助率、これが高いから下水道事業にしたんだという答弁が過去にもありました。これは、都市整備と下水道事業で認可申請すると、事業総体、率ではなくて、補助金とかそういうのではなくて、事業総体の金額でどのぐらいの差があったんですか。当然そういうことはやる段階で検証していると思うんですが、その辺は分かればお伺いしたい。

○建設部長（市川明男君）

大変申し訳ございません。そちらまではちょっと把握してございません。

ただ、昨年度の例でいいますと、昨年度は台風21号が来た際ですけれども、10月25日の影響ですが、こちらにつきましては、大池調整池のほう、下流域のほうが越流をしてしまいました。既に満杯の状態であふれてしまったということがございますと、やはり安全、危険のことも考えなくてはならないので、現時点におきましては、管理用道路を支障のない範囲内で使っていただければと思っております。

○桜田秀雄君

今、部長も言うように、確かに十数年前に、喜望の杜団地の子どもが流されてお亡くなりになったと、こういう事例があります。

当然下水道事業ですから、今、1時間に何ミリの雨が降るか、想定もできない状況ですから、やはり周りの安全策として、みんな網で囲わざるを得ないと。そうなっちゃうと、やはり市民の憩いの場としてはちょっと寂しいかなと思いますけれども、事業が進んでいるから仕方ないと思うんですが、その範囲内でぜひ周囲の皆さんが気軽に散歩くらいはできるような状況にしていきたいなど。今、砂利道もありますけれども、ぜひ舗装をして、すばらしい散歩コースがあるねと、そういうふうにしていただくと大変うれしいかなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、3（1）感染症対策について、コロナ対策についてお伺いするわけですが、①市内の新型コロナウイルス感染状況、今日の段階で18人だと思いますが、感染後の感染者の動向、これはどうなっているか分かりますか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、3月28日に市内1例目となる感染者の検査が確定しました。その後、4月に4例、5月に1例、7月に5例、8月に7例と、現在まで16名の感染症患者と2名の無症状病原体保有者が確定しております。幸い現在では、このうち17名の方が、退院や療養解除となった旨の情報を得ております。

なお、本市におきましては、感染者の方の年代・性別・居住市町村名・職業・推定感染経

路・発症日・検査確定日と行動歴を、県からの提供情報を基に、市ホームページ・メール配信・公式ツイッターにより公表しております。

○桜田秀雄君

考え方がいろいろあると思うんですけども、私は国の今回のコロナ対策は、これは本当に支離滅裂であると、そう思っておりますので、安倍総理には即刻退陣をしていただきたい、こう思っているわけでございます。

②市は、国のコロナ対策に対して、どのような認識をお持ちなのかをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

最近の各種世論調査を見ますと、新型コロナウイルス感染拡大をめぐる政府の取組に対しまして、国民の皆様方の多くは、「評価しない」との結果が報道されております。コロナ対策につきましては、国及び県においても、様々な対策を講じ、対応していただいていることは十分承知しておりますが、必ずしも国民に満足いただく結果にはなっておりません。

コロナ対策は、国・県・市町村が密接に連携して対応する必要があるものと考えておりますので、今後も市として、できる限りの対策を取ってまいるとともに、全国市長会・県市長会等を通じまして、各種のコロナ対策を要望してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

国のコロナ対策、これは市民の命、市民生活に直結する問題でございます。市民の命と健康を守る、これが市政最大の役割といっても過言ではないと思います。健康を脅かされている患者、感染者、また、後遺症に苦しんでいる人もおられると聞いております。

感染症はどなたでも感染し得るにもかかわらず、感染したことで、言われなき誹謗中傷を受け、命を絶った人もいます。感染症患者お一人お一人に、本来であれば、行政がお見舞いを申し上げるべきところだと思うんですけども、こういう状況では末端の行政に携わる皆さん、なかなか対応し切れないのではないかと思います。担当課はどのように考えていますか。

○市民部長（吉田正明君）

この新型ウイルスの感染の情報につきましては、市のほうに來る情報というのはかなり限定をされてきております。この辺の情報の開示につきましては、市長からも、7市2町の首長の連名で、そういった情報開示につきましても要望を出していただいているところでございますけれども、こちらの意に沿ったような形の中での情報というのは、なかなかうちのほうとしても取得ができていないという状況でございます。

でき得る、今申し上げた状況の中で、各担当課、それぞれがこの感染症に対する対策については万全を期して実施をしているというふうに考えております。

○桜田秀雄君

8月28日でしたか。安倍総理が辞任することを表明されました。最近の新聞を見ていると、麻生さんとは親戚ですから、まず麻生さんに、もう辞めたいよ、辞めるよと言ったそう

です。ただ、麻生さんは、何を言っているんだ、頑張れ。体が悪いなら休めと、こう言ったけれども、いや、もう後は菅さんに任せるよと言って……。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員に申し上げます。質問の意図が分かりませんので、質問に戻ってください。

○桜田秀雄君

これは質問と直結するんですよ。例えば1月29日に、安部総理大臣は、新型コロナウイルス、これを感染症に指定すると言いました。議長もご存じだと思うんですよ。

感染症に指定すると、市民部長、これは感染症の2類に当たりますよね。私もそう思うんです。しかし今、これを見直して、2類から3類にしよう。こういう動きが政府内にあります。いわゆる2類だと即入院をさせなきゃいけない。結核と同じなんです。結核も2類ですから。

○議長（鈴木広美君）

今現在の感染症に関する類は2類相当ということで報道発表をされております。

今の質問を市部局等に質問される内容ですか。

○桜田秀雄君

内容に直結しているでしょう。市民と直結……。

○議長（鈴木広美君）

じゃあ、簡潔に質問をお願いいたします。

○桜田秀雄君

こういうことをやられたのでは、現場の皆さんは対応し切れないんじゃないですか。

先ほど行った保健所に対するアンケート調査、これでも言っておりました。国は入院をさせなくてもいいように2類に変更すると。これに対して保健所の皆さんは、とんでもないと。家庭内で感染症を防ぐこと、これは病院でもできないんだから、家庭内でできるわけないんですよ。だから、あくまでも基本は陽性者は入院させる。入院にとどめるべきだと、こう言っているんですよ。

学校の一斉休校の要請が始まって、日本の場合には感染者のベッドがほとんど当時ありませんでした。ですから、政府は、37度5分以上の熱が続いても、病院に来ないでほしい、こういったんですよ。最近はベッドが少しずつ拡大しているから、それに合わせてPCR検査を増やしている。

皆さんもそうだと思うんですが、世界の常識としては、感染者を元から絶たなければ、沈静化させることはできない。これは世界の常識なんです。ただ、日本の場合は経済的にそうしたものを合わせながら国民の命をはかりにかけている、こういう状況なんですよ。これでは末端の保健所とか、市民課の皆さん、市民部の皆さん、市民の命を守ることができるんですか。お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、全国市長会、あるいは県市長会、様々な団体の方におかれまして、国等に要望を重ねているところでございます。

本市におきましても、4月に、印旛郡市の7市2町の首長の連名で、県に対しまして、感染者に対します詳細な情報の提供、あるいは感染者のための医療の体制など、新型コロナ防止対策に関わる要望書を、先ほど申し上げましたように提出させていただいているところでございます。

また、この8月には、緊急事態宣言後の経済活動の再開に伴います、感染拡大の早期収束に向けまして、改めて印旛郡市の7市2町の首長の連名で、県に対して、保健所職員の増員による体制の強化、また、感染者の速やかな隔離と、そのための財政支援措置、また、迅速な情報共有の徹底というところを緊急要望として提出させていただいているというところでございます。

○桜田秀雄君

ベッドが足りないことで、本当に私たちも自由にPCR検査を、いまだかつて、もう9か月になりますよね、1月から。それでも受けられないんですね。これは、ベッドが足りないことは皆さんもよく……。

市民部長にお伺いしますけれども、今、国はこの感染症ベッド、8万5千以上を削減しようとしていますよね。これはご存じですか。

○市民部長（吉田正明君）

先日、報道でもありましたことは私も承知しております。千葉県におきましても、今月の3日ですか。新型コロナウイルス感染症の拡大に備えて、今現在は県内で726床確保している新型コロナ専用の病床につきましては、63床減らして、663床にしていくという発表をされたと思います。

これは、先月6日に千葉県内におきまして、過去最多となります76人の新規感染者が出たところでございますけれども、ここ直近1週間につきましては20人を下回る日もあるというようなことで、新規感染者が減少傾向に向かっているというようなところからの措置であるというように理解をしております。

○桜田秀雄君

今、県を含めて一生懸命なんです。ベッドを増やす、ホテルを探す。これはお金との絡みもありますから、私は大変だと思いますよ。そういう状況の中で、いわゆる感染症ベッドを8万5千も減らす。こういう計画を立てていて、皆さんが見直してくれと言われたら、いや、見直す必要はないと。こう言っているのが今の日本の行政の姿であります。

ですから、私は冒頭に申し上げましたように、即時安倍さんには辞めてほしい。そして、市長には、今度、落花生を献上する機会があったら、ぜひ八街にはこういう議員もいるよということを言ってほしい、こう思って質問の通告をしたわけですが、幻となってしまいました。

次に、③感染症対策についてお伺いします。市の感染症予防対策についてお伺いをします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、新型コロナウイルス感染症対応計画に基づきまして、2月3日に「八街市新型コ

「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置いたしまして、「八街市新型コロナウイルス感染症対応計画」に基づき、対応を行ってまいりました。

相談対応といたしまして、市民部健康増進課に相談窓口を設置いたしまして、来庁者や電話、メール等により、市民の健康相談に対応しております。

このほかの相談につきましては、密集・密接・密閉のいわゆる3密に配慮しつつ、市役所の関係部署や社会福祉協議会におきまして、休業・失業など、雇用関係の相談や、収入の減少に伴う生活困窮相談、心配事相談などを受け付けております。

また、新生児、子育て世帯、ひとり親世帯、医療機関、障がい福祉サービス事業者、介護サービス事業者等への支援、マスクの配布等を行い、これらの情報を広報やちまた、市ホームページ、メール配信、公式ツイッター、防災行政無線等により、市民の皆様方への周知に努めております。

○桜田秀雄君

様々な対策をお考え、あるいは対応されていて、感謝をしているわけですが、消毒液、アルコールについて、市の関連施設にはもうお配りだと思うんですが、地域の集会所、コミュニティセンターなどには対応されているのでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

申し訳ございません。そういった地域のコミュニティ施設までにはちょっと配布には至っておりません。

○桜田秀雄君

対応する考えはないですか。

○市民部長（吉田正明君）

今後の準備次第で検討してまいりたいというふうに考えます。

○桜田秀雄君

ぜひ対応する方向で検討していただきたいと思います。

最後に、教育委員会、教育長にお伺いしますが、コロナが始まって、法的根拠もない中で、安倍さんから全国一斉に休校してくださいと、こう言われてしまいました。教育現場は大変混乱をしたとお伺いしております。また、子どもたちも楽しみにしていた夏休みを大幅に削減をされました。

私は、当初、全国一律の休校は必要ないと、こう思っていたんですよ。なぜかという、中学生になると行動範囲は広がってまいりますけれども、幼、小学校まではほとんど行動範囲がないわけですよ。ですから、親御さんか、あるいは先生方が感染しない限り、心配ないと、こう思っていたんですね。

これと同じ判断をした市町村があります。成田市です。成田市には教育委員会の中にお医者さんがおられます。この人のあれで、子どもが感染するまでは休校をしないでいいよと。結局そういう方針が市で決まりました。ところが、日本列島は右向け右で、皆さんが休校、休校に入っちゃいましたので、成田市も追従をせざるを得なかった、こういう状況にあります。

私は、権力者に付度をしたのでは、どんな場合でも教育委員会は子どもは守れないと思いますよ。やはり八街も八街市の考えで、こうあるべきだということを打出してやってほしかったかと、このように思います。

今、学校のコロナ対策については、非常事態宣言があったときに、ほとんどお子さんは感染していませんでした。しかし、今、夏休みが明けて、報道によると、1千人以上の子どもさんがコロナに感染をしていると、その主な原因は家庭内感染であると、このような報道をされております。

医療機関でも院内感染を防ぐのは難しいですよ。なのに、家庭の中でコロナ感染を防げと云って、これは無理ですよ。私もいろいろあって、昨日、家内から言われました。お父さん、今日から家の中でもマスクをしてちょうだいと。うちの家内もちょっと病弱ですからでしょうけれども、そのくらい皆さん、考えていらっしゃるんですね。

これからちょうどインフルエンザ、この時期に重なります。コロナとの見極めは大変難しいのかなと思いますけれども、やはりこれから学校のコロナ対策としては重要になってくるのかなと、このように思っているんですね。

そして、もう一つ私は今回のこの騒動に見て、権力者に付度をしたのでは大変なことになると。やはり議会は今まで、人事案件については質疑討論をしないと、こういう慣例がありますけれども、私たちも責任がありますから、教育委員の任命については。これからこれを外して入る私たちも質疑討論をして、教育委員の質を見極めていきたい、こうあるべきだろうと考えております。

取りあえず、教育長。これからインフルエンザとコロナの見極めは大変難しくなっています。具体的な行動計画が八街にあれば、お伺いをして質問を終わりたいと思います。

○教育長（加曽利佳信君）

お答えいたします。

今、議員のお話になぞらえまして、コロナとインフルエンザの件に関して、まずお答えさせていただきます。

教育委員会としまして、各学校もそうですが、今後、これから寒くなってくるとインフルエンザ、そして、コロナウイルス両方が、症状が似ておるということで、非常に対応が苦慮するところでございます。それは、お互い学校と教育委員会、承知しているところでございますが、今後、学校医の先生方のご指導も頂きながら、県、国から出てきているガイドラインに沿って、対応を市、教育委員会で対応を考えていきたいなと思ってございます。

あと、3月に休校に入りました件につきましては、こちらとしても初めての経験でございました。コロナウイルスに対する科学的な根拠もその時点ではあまり知らされていない中で休校でございました。今考えますと、家庭内よりも学校にいたほうが安全だったのかもしれませんが、ところが、その当時では、非常にこちらとしても科学的な根拠を持っておりませんでしたし、ガイドラインに沿ってやるのが一番子どもたちの安心・安全を保つことだということを信じて、休校に入ったわけでございます。

今後もガイドラインに沿いながら、また、市の対策本部の考えも伺いながら、今後の対策を練っていくことになります。ただ、一番は、子どもたちの安心・安全ということを最重点に置きながら、全てに決定していきたいなと思ってございます。

○桜田秀雄君

子どもたちの安心・安全を守るために、最大限の努力を願うことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、改革クラブ、桜田秀雄議員の代表質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午前11時51分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問